

岩手大学授業料免除等に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和4年3月22日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第64条及び国立大学法人岩手大学大学院学則第41条の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）における授業料の免除、徴収猶予及び月割分納（以下「授業料免除等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 授業料免除等は、学部及び大学院の学生（科目等履修生、研究生等を除く。以下「学生」という。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項及び第3項の規定については、科目等履修生、研究生等を含むものとする。

(授業料免除等の取扱い)

第3条 授業料免除等の取扱いは、学年を前期（4月1日から9月30日までをいう。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。）に分けた区分によるものとし、免除の許可は当該期限とする。

(授業料の免除)

第4条 経済的理由により修学が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、学生本人からの申請に基づき、選考の上、授業料を免除することができる。

2 前項の対象は、大学院の学生及び学部学生のうち大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第3項に該当する者を除いた者とする。

(大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料の免除)

第5条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）により、授業料等減免対象者としての認定を受けた場合は、授業料を免除する。

2 前項による免除は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令の定めるところによる。

(特別な事情による授業料の免除)

第6条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情があると認められる場合は、学生本人からの申請又は学生の所属する学部長若しくは研究科長（以下「所属長」という。）からの申立に基づき、選考の上、授業料を免除することができる。

一 授業料の各期開始前6月以内（新入学者の前期分については入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 本人の責任によらない事情により、在学期間を延長する必要がある場合で、学長が授業料免除の事由として適当と認める場合

三 岩手大学大学院博士課程研究遂行協力員制度による協力員に決定された場合

四 前1号及び2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の免除は、当該事由が発生した期の翌期の授業料について行う。ただし、当該事由

の発生した時期が、当該期の授業料の納付期限以前である場合は、当該期の授業料を免除することができる。

(授業料の免除の額)

第7条 第4条及び第6条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料の全額、半額又は4分の1とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第3号の授業料免除の額は半額とする。

3 前2項のうち半額及び4分の1の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(授業料の免除の総額)

第8条 授業料の免除の総額は、学長が別に定める額以内とする。

(休学、退学、死亡等による免除)

第9条 休学を許可し、又は命じた場合及び退学を許可した場合は、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限を経過した後に休学を許可し、又は命じた場合及び退学を許可した場合は、この限りでない。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月(月の初日から休学を許可した場合は、休学当月)から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{退学当月の翌月(月の初日から退学を許可した場合は、退学当月)から当該年度末までの月数}}{12}$$

2 死亡又は行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

3 入学料又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

4 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(徴収猶予)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生本人(本条第2号の該当者については学生本人に代わる者)からの申請に基づき、選考の上、授業料の徴収を猶予することができる。

一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 行方不明の場合

三 学生本人又は学資負担者が災害を受け納付期限までに納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の期間)

第11条 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については9月末日、後期分については3月末日までとする。

(月割分納)

第12条 特別の事情がある場合は選考の上、授業料の納付を月割分納とすることができる。

2 授業料の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

(申請時期)

第13条 授業料免除等の申請をする者は、各期ごとに別に定める期日までにそれぞれ行うものとする。

(選考及び許可)

第14条 学長は、前条に基づく申請があった場合に、別に定める基準により選考の上、許可する。

(申請書類)

第15条 授業料免除等を申請する者は、別表に定める申請書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書類のほか、授業料免除等を申請する者の経済状況を証明するため必要な書類を提出させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号及び第4号による申請を行う場合の申請書類については、所属長からの申立書及び当該事由の証明書類をもって代えることができる。

(授業料免除等の申請中の取扱い等)

第16条 授業料免除等を申請した者に係る授業料の納付は、当該選考の結果がでるまでの間は授業料の納付について猶予する。

(取消し)

第17条 授業料免除等を申請した者で、懲戒処分の対象となる行為を行った者又は許可の決定後当該期の授業料免除等の事由が消滅した者については、当該期の申請又は許可を取り消す。

(不許可等の場合の授業料の納付の時期)

第18条 授業料の全額を免除されなかった者及び徴収猶予を不許可とされた者は、免除又は徴収猶予の判定結果を本学が告知した日から学長の定める期間中に、その者に係る授業料を納付しなければならない。

2 前条の規定により授業料免除等の申請又は許可を取り消された者は、取消を本学が告知した日から学長の定める期間中に、その者に係る授業料を納付しなければならない。

(附属学校の準用)

第19条 教育学部附属幼稚園の幼児及び教育学部附属特別支援学校高等部の生徒に係る授業料(保育料)免除等については、この規則を準用する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、授業料免除等の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

別表（第15条関係）

区 分	第4条 (免除)	第5条 (免除)	第6条第1項 (免除)				第10条 (徴収猶予)				第12条 (月割分納)	
			第一号	第二号	第三号	第四号	第一号	第二号	第三号	第四号		
大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）で定める書類		○										
申請書（家庭調書）	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○
所得に関する市町村長の証明書	○		○	○			○		○	○	○	○
学資負担者が死亡したことを証明する書類又は罹災証明書			○						○			
岩手大学博士課程研究遂行協力員に関する申し合わせで定める書類					○							
その事由を証明する書類				○		○		○		○		

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第14条及び第14条の2の規定については、平成22年1月18日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(制度の変更による経過措置)

2 令和2年3月31日時点から引き続き在学する学生について、令和3年3月31日までの間、第3条の免除に追加して、第3条の免除額と第4条の免除額の差額に相当する額を免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(制度の変更による経過措置)

2 令和2年3月31日時点から引き続き在学する学生について、令和4年3月31日までの間、第3条の免除に追加して、第3条の免除額と第4条及び第5条の免除額の差額に相当する額を免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(制度の変更による経過措置)

2 令和2年3月31日時点から引き続き在学する学生のうち第4条に該当する者にあつては、第5条に基づく授業料の減免額より第4条を適用した場合の授業料の免除額が多額である場合に限り、その差額を免除することができる。